

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



3
資料*

(仮訳)

請求権問題の解決方法に関する金鍾泌氏の大平外務
大臣あて書簡

(昭和38年1月21日付)

謹啓

昨年11月29日、12月18日および12月27日付と3
回にわたり御恵送いただいた貴簡をありがたく拝受いたし、貴
下が韓日会談の円満なる妥結のために努力をおしまれないとこ
ろに対して深甚なる敬意を表するものであります。

貴簡および貴簡に言及されている予備交渉第21回会議の席
上での杉首席代表の請求権問題解決のための金額および支払条
件等に関する提案を朴最高会議議長をはじめとする政府間の関
係官と慎重検討した結果、同提案が大体において昨年11月12
日に貴下と私が協議した線にしたがつて考慮されたものではあ
りましようが、もう少し仔細なる事項を具体化させなければな
らないとの結論に到達いたしました。

すなわち、清算勘定の債務償還問題、政府対政府借款の条件、
そして輸出入銀行からの借款等に関しては、われわれが理解す
るところと差異があるように考えられますので、今後予備交渉
の会議の席上においても仔細に論議させるようにいたしますが、

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

先ず次のとおりわれわれの見解を披瀝いたしますので、貴下の格別なる御考慮と御尽力をいただけるようお願いするものであります。

第1に、清算勘定の債務償還に関しては、建設的な提案をしていただいたのではありませんが、われわれが理解するところでは、この償還期間を無償供与額3億ドルの支払期間と同一にさせ、毎年の提供額から均等に差し引くことが妥当であると考え、

第2に、政府対政府借款に関しては、据置期間7年後20年間償還という償還条件を明白にしなければならないと考え、

第3に、輸出入銀行の借款は、「最も有利な条件で1億ドル以上」という表現でその下限を定めなければならないと考えます。

このほかに、請求権の名目問題、漁業問題、法的地位問題、船舶問題、文化財問題、そして基本関係等の諸懸案に関しては、昨年12月21日に開催された第20回予備会談でわが方の首席が説明申し上げた次第であります。請求権問題が両国の相互理解と譲歩の精神でこれだけ進展をみせましたので、その他の懸案も同じ精神で折衝すれば必ずや解決の曙光がみられるものと確信しており、新しい年には諸懸案が全部円満に解決され、両国の国交が正常化されるよう望み、これがため両国が最

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

善の努力を傾注することを願つてやまないであります。

新年を迎え、貴下の御健勝を衷心より祈るものであります。

西紀1963年1月21日

金 鍾 泌

大 平 正 芳 外務大臣 閣下